

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	益田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/173/detail-42564.html

執行機関名 益田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	益田市福祉医療費助成条例(昭和48年益田市条例第11号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		益田市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年益田市条例第33号)別表第1 第4の項 益田市福祉医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	益田市福祉医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		<input type="radio"/> 益田市福祉医療費助成条例 <input type="radio"/> 益田市福祉医療費助成条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号	益田市福祉医療費助成条例第2条第1項第1号から第6号
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	益田市福祉医療費助成条例第2条第1項第1号から第6号までの規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 イ	益田市福祉医療費助成条例第2条、別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は、当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は、当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報